



2023年11月29日

各 位

会 社 名 スルガ銀行 株式会社  
代表者名 取締役社長 加藤 広亮  
(コード番号 8358 東証プライム)  
問合せ先 常務執行役員  
総合企画本部長 佐藤 富士夫  
(TEL 03-3279-5536)

## シェアハウスに係る融資問題に関する当社旧執行役員に対する損害賠償請求訴訟の和解に関するお知らせ

当社は、2018年11月12日付「シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関する当社現旧取締役及び旧執行役員に対する損害賠償請求訴訟の提起等に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、旧各取締役（又はその相続人）及び下記の元専務執行役員（以下、「本件旧執行役員」といいます。）に対し、シェアハウスに係る融資問題に関し、損害賠償請求訴訟をそれぞれ提起しております。

上記の訴訟のうち、本件旧執行役員に対する訴えにつきましては、和解による解決をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 和解が成立した年月日

2023年11月29日

2. 和解した相手方

麻生 治雄 元専務執行役員

3. 本件旧執行役員に対する訴訟の内容

2018年11月12日に、当社代表取締役は、旧各取締役に対する責任追及の訴えに併せて、損害額の一部について、本件旧執行役員に対する損害賠償請求訴訟を提起しております。

4. 和解内容

本件旧執行役員が、当社に在職中、シェアハウスに係る融資問題に関し、当社に多大な損害が生じ、その信頼性が大きく毀損したことに関し、有効な対応策を講じなかったことについて、その地位及び職責に鑑みた責任があったことを認めるとともに、当社に対して謝罪し、解決金（1,000万円）の支払いをすることに合意したため、当社は、本件旧執行役員に対する訴えについて、和解によって解決することに合意いたしました。

5. 和解した理由

本件旧執行役員が、その地位及び職責に鑑みた責任があったことを認めるとともに、当社に対して謝罪し、解決金の支払いをすることで、本件旧執行役員の責任を明確にすることができたと判断したため、和解による解決に当社は合意いたしました。

6. 今後の見通し

引き続き、旧各取締役（又はその相続人）に対するシェアハウスに係る融資問題に関する損害賠償請求訴訟を継続してまいります。

以上